

第28回政策評価に関する有識者会議(令和3年3月開催) 委員からのご意見への対応状況

総数:61                      対応:25(41.0%)、今後検討:22(36.1%)、対応困難:12(19.7%)、事実関係の照会等:2(3.3%)

【A】対応

25

類型	施策番号	項目数	主な対応内容
A1	令和3年度事前分析表で対応予定	13	新たな指標の設定、達成目標の設定等
A2	その他	12	制度的対応、運用改善等

【B】今後検討

22

現時点の検討状況は別紙のとおり

【C】対応困難

12

【D】事実関係の照会等

2

## 第28回 政策評価に関する有識者会議(令和3年3月開催) 委員からのご意見等への回答

委員名		ファイル名	意見等箇所	意見等内容	回答		令和3年7月時点での検討状況	
1	井深委員	II-1-1	達成目標1	ポジティブリスト制度の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬のうち、基準の見直しを行った農薬等の数に関して、過去5年の品目数の平均以上という値が目標値になっているが、それ以上達成するのが難しくなるという目標値になっているため、どういった意図をもってこういう目標値にしたのか。	今後検討	今後は、最近の品目の推移を見ながら、あるいは、基準値を策定した品目の性質や使用実態、例えば、野菜向けなどの用途、生産量、使用量なども見つつ、必要に応じて、見直すことを考えたい。	対応	【R3年度の目標値について】 ・制度導入時に新たに残留基準を設定した758農薬等のうち、現在までにほとんどの農薬等(約700)が食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼済みとなった。今後は、食品安全委員会から評価結果通知を受けた農薬等を適切に見直しにつなげるのが重要と考え、前年度に食品安全委員会から評価結果通知を受けた農薬等について、通知日から1年以内に見直し手続を完了させる割合を60%以上とすることを検討している。
2	河北委員	II-2-1	施策の概要	今までの水道施策のように、全ての家庭に良質な水を届けるため、パイプを配置さえすればいいのか。飲料水についてはペットボトルで配達する方法に替えていく大きな施策変更も今後検討する必要があるのではないかと。	対応	生活用水は施設的に配布する一方で、台所と飲料水はボトル水やサーバー等で対応するような事業体も出てきている。今後、人口減少社会になることを踏まえる、水道の行政としても、こうした方法をうまく活用する方向で検討しているところ。		
3	石田委員	II-4-1	達成目標2及び達成目標3	毒劇物の安全対策及び家庭用品の安全対策について、測定指標の設定がされていないが、適正な評価のためには、アウトプット、アウトカム指標を設定することが不可欠である。	対応	毒物及び劇物取締法は化学物質に関する急性毒性に着目した、横申を通した事案、学校の事故から、他の分野の事故まで全てを拾う形になってしまうため、直接の指標という形では定めていない。		
4	河北委員	II-4-1	背景・課題2	令和2年から権限を都道府県知事に移譲していると書いてあるが、国への報告義務が必要。	対応	国の報告義務は、法律上は義務づけられていないが、災害対策基本法において、国と地方自治体の連携が定められている。そうした協議の場等を活用して、施策を講じている。		
5	河北委員	II-4-1	背景・課題2	毒劇物の安全対策に関して、都道府県から国への報告については、ファックスや紙ではなく、オンラインで報告する仕組みが必要。	対応	毒劇物のシステムがあるので、その運用を浸透していきたい。		
6	石田委員	III-1-1	測定指標6	【測定指標6：最低賃金額の周知ポスターの認知率】 ・既に目標値をクリアしていると読み取っても特段支障はないのではないかと考えているが、内容としては極めて重要なことだと思っているため、目標値のさらなる上方修正等も含めてどのように考えているのか。(今後目標として維持するのか) ・表示、掲載割合よりも、その結果として、最低賃金の認知度向上にどのようにつながったかという点が重要。手段よりも目標の部分を指標として採用すべき。	今後検討	目標値については、従前(平成27年度、平成28年度)比では上伸びしているが、御指摘を踏まえてどういう数字が適切かは検討したい。	対応	目標値について、上方修正を行う。
7	石田委員	III-1-1	測定指標7	【測定指標7：市町村広報誌への最低賃金制度の掲載割合】 ・実績値が目標値である90%を上回る状況が続いている。この指標の役割をどのように評価しているのか。(今後目標として維持するのか) ・最低賃金の影響を受けるパートタイマー、アルバイト、若年層といった対象を考慮すると、紙媒体以外にネット上の情報発信も重要。 ・そのため、ネット上の情報発信の効果を測定指標としてはどうか。	今後検討	・ ネット上の情報発信については、最低賃金特設サイトを設置し、アクセス数を把握している。 ・ 今御指摘も踏まえて、最低賃金特設サイトについて、どういった方がアクセスして、そのまま各コーナー、コンテンツのほうに入っていたかどうかも含めて検証し、改善を図っていきたい。	今後検討	システムの仕様上、どのような方がアクセスしているかを把握することは困難であるが、ネット上の情報発信の効果については、今後どのような検証ができるかも含めて対応検討中である。
8	池田委員代理新田様	III-1-1	測定指標2及び測定指標3	【測定指標2：「労働条件相談ほっとライン」の利用者によるサービスに関する満足度】 【測定指標3：労働時間適正化指導員が個別訪問を実施した事業場から、行われた助言について「参考になった」と回答を得た割合】 ・ 目標値と実績値を見ると、目標値を実績値がかなり上回っている状況が続いている。 ・ 通常、目標というのは実績よりも高いところに設定して、そこを目指していくものだと理解しているが、なぜ実績よりも下回る目標値が設定され続けて、なおかつ、令和3年度もそのような状況になっているのか。	今後検討	御指摘はごもっともであるため、今後の目標値については、引上げを含めて検討していきたい。	対応	【測定指標2のR3年度目標値について】 これまで、過去の実績を考慮せず、固定的な数値を事業の目標値としていた。今後は、事業の実態をより適切に反映した目標値を設定するため、「過去5か年の事業実績に対する平均値」を目標値として、引き続き事業の運営に努めてまいりたい。  【測定指標3のR3年度目標値について】 これまで、過去の実績を考慮せず、固定的な数値を事業の目標値としていた。今後は、事業の実態をより適切に反映した目標値を設定するため、「過去5か年の事業実績に対する平均値」を目標値として、引き続き事業の運営に努めてまいりたい。
9	池田委員代理新田様	III-1-1	参考指標10	【参考指標10:最低賃金の未満率・影響率の推移】 ・ 記載の影響率は、賃金センサスの数値を用いているが、影響率の数値には、最低賃金の実態調査によるものもある。実態調査の数値を使わなかった理由は何か。 ・ 影響率といった場合に2つの数値があるため、両方の併記について検討して欲しい。	今後検討	・ 資料に掲げた影響率は、賃金構造統計基本調査の数値を用いており、同調査が基幹統計であることから、御指摘の実態調査よりも、母集団の選定方法等で信頼性が高いため。 ・ ただし、賃金構造統計基本調査には零細企業が入っていないという問題もあることから、御指摘の賃金実態調査の数値を用いた影響率の併記について検討する。	対応	御指摘を踏まえ、「最低賃金に関する基礎調査」による未満率・影響率も併記することとした。ただし、最低賃金の周知や履行確保はすべての事業所に対して実施しているものである一方、「最低賃金に関する基礎調査」は小規模事業所(事業所規模30人未満(製造業等は100人未満))に限定した調査であることに留意が必要である。
10	山田委員	III-1-1	達成目標1の指標の追加	・ 景気動向の変動はあれ、死亡してもおかしくないような長時間労働の労働者の比率に関しては、モニターしていく必要がある。たとえサンプル調査でもモニターしていく必要があると考え、指標設定を検討すべき。 ・ 60時間以上の長時間労働として、まとめて記載するのではなく、80時間以上とか、100時間以上など、過労死リスクの高い長時間労働について、個別に分けて指標とすべき。	今後検討	週の労働時間が60時間以上の労働者の比率は局の施策目標として掲げているが、政策評価には記載していないところ。今後、政策評価の参考指標とするかどうかについては検討したい。	今後検討	指標の記載については、引き続き検討中である。

11	山田委員	Ⅲ-1-1	達成目標1の指標の追加	満足度や理解度のような指標だけでなく、労働者から相談があった場合に、それが是正に結びついていることも重要である。そこで、是正指導件数、是正指導後の改善件数などを参考指標として設定すべき。	今後検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年度、事業場に対する監督指導の件数と違反の状況、是正が図られた事業場の数等を公表している。</li> <li>ただし、毎年度の監督指導の現場における重点の置き方等によっても影響を受けるものであることから、単純に世の中全体がどう改善したかを示すものではない。</li> <li>そのため、事業の直接の効果とは言えないが、政策評価に当たって参考となるというご指摘を踏まえ、参考指標として、盛り込むことも含めて検討させていただきたい。</li> </ul>	対応	「回答」欄にあるとおり、監督指導件数や法違反の状況は毎年度の監督指導の重点方針に影響を受けるため、経年的にその増減を比較することは必ずしも我が国における労働基準関係法令の遵守状況を表すものとはならない。 しかしながら、施策目標である「労働条件の確保」の現状を把握するための参考指標として、定期監督等を実施した事業場数及びその結果違反が認められ、是正指導した事業場数を掲載することは、政策評価の対象となっている各事業の実施状況を評価することに資するものと理解し、今後、参考指標として掲載することとしたい。
12	山田委員	Ⅲ-1-1	参考指標10	<ul style="list-style-type: none"> <li>未満率について、達成目標2の測定指標のほうに格上げすると、最低賃金額の周知と実際に最低賃金未満の人たちが減ったことがセットで分かっているのではないかと。</li> <li>特例制度で合法的に最低賃金以下の者の割合と、法令違反の者の割合を分離することで、未満率のうち法令違反の部分を指標として設定すべき。</li> </ul>	今後検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>最低賃金法では、個別に労働局長が許可することにより、最低賃金を下回る賃金でもよいという特例の制度があり、最低賃金を下回っている賃金を支払っている実態も見受けられる。</li> <li>従って、未満率が全て法違反というわけではないため参考指標にとどめているところ。測定指標とすることに関しては、慎重に検討する必要がある。</li> </ul>	今後検討	現行の統計調査で、労働者が減額特例を受けている者であるかどうかを把握することは困難であるが、調査の実施方法を含め、今後の対応については検討中である。
13	皆川委員	Ⅲ-1-1	測定指標1	<p>【測定指標1：36協定の届出件数】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>36協定は事業場の必要に応じて出てくるものであることから、単に目標数が36協定の届出数で良いのか。</li> <li>36協定について労基署での是正指導件数等を参考指標として設定できないか。</li> </ul>	対応困難	御指摘のような労基署での36協定の是正指導件数については把握していない。		
14	石田委員	Ⅲ-1-2	測定指標1及び測定指標2	<p>【測定指標1：業務改善助成金の支給決定件数】</p> <p>【測定指標2：業種別の業務改善助成金の支給決定件数】</p> <p>測定指標1及び測定指標2の間で整合性が取れているのか。例えば、業種は最賃の影響を受ける労働者数をベースに、業種ごとの目標値は企業数をベースに計算するといった形にする方がよいのではないかと。</p>	今後検討	労働者数ベースでの指標が適切なのかどうかということについては、御指摘を踏まえて、どういふ指標がよいのかは検討したい。	今後検討	現行の統計調査で最低賃金引上げの影響を受けた産業別の企業数を把握することは困難であるが、適切な指標の検討を含め、今後の対応については検討中である。
15	玄田委員	Ⅲ-1-2	測定指標2	<ul style="list-style-type: none"> <li>測定指標2のように業種別の支給決定件数を内訳として示すことで、利用される助成金と利用されない助成金の差異を分析する一助となる重要な情報である。</li> <li>この指標と同時に、助成金受給後に賃金の引上げが続いているのか、賃金の引上げによって事業所の存続や雇用への影響が出ているのか事後的な評価をするために、別の指標を組み合わせについても検討いただきたい。</li> </ul>	対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務改善助成金については、設備投資と事業場内最低賃金の引上げが要件となっているが、引上げ後6ヶ月の賃金の実態を見て、賃上げが継続していない場合には助成金の返還を含めて対応している。</li> <li>なお、最低賃金政策に関する事後検証については検討していく。</li> </ul>		
16	岩佐委員	Ⅲ-2-1	達成目標5	<p>【達成目標5：外国人材の受入れ環境整備等を図るため外国人労働者の労働安全衛生を確保すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人労働者は非常に脆弱な環境に置かれている可能性が高く、また、そういう労働者が増えているが、現在の安全衛生環境はどのような状態で、改善傾向にあるかどうかを把握することができないか。</li> </ul>	対応	労働災害の発生状況では、国籍別、業種別で実績を把握することができるので、これを活用して対策を講じている。		
17	岩佐委員	Ⅲ-2-1	達成目標5	外国人労働者の労働安全衛生を確保するにあたり、事業の種類や実態に応じてターゲットを絞って対応することはできるのか。	対応	業種についても、災害の分析を通じて把握できる部分があり、最近の傾向では、外国人に限ったことではないが、第三次産業での労働災害の増加、新型コロナウイルス感染に起因した休業の増加といった動向が把握されており、これらを通じてターゲットを考えている。		
18	玄田委員	Ⅲ-2-1	測定指標1及び測定指標2	<p>【測定指標1：労働災害による死者数】</p> <p>【測定指標2：労働災害による死傷者数(休業4日以上)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>労働災害による死者数及び死傷者数は、属性に分けて把握することが必要ではないか。</li> <li>外国人に加え、高齢者や障害者など法律的にも労働政策で重点化されている方々につき、細分化した指標をもって検討するべきではないか。</li> </ul>	今後検討	属性に応じた状況というのは把握でき、在留資格別も把握できるようになっているため、御指摘を踏まえて対応していく。	今後検討	測定指標に掲げる労働災害による死者数及び死傷者数については、第13次労働災害防止計画に定める目標と合わせており、同指標により同計画に基づく対策の評価を行っている。そのため、高齢者、障害者及び外国人の労働災害を測定指標とすることについては、次期労働災害防止計画の検討と合わせて検討していく。
19	石田委員	Ⅲ-2-1	達成目標3	<p>【達成目標3：職場におけるメンタルヘルス対策を推進すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の影響によりテレワークが広がり、これを契機に在宅勤務が今後増えていく可能性があるが、在宅勤務によるメンタルヘルス不調が拡大する懸念がある。</li> <li>新たに在宅勤務によるメンタル不調について、参考指標を設定すべきである。</li> </ul>	今後検討	御指摘を踏まえ今後検討させていただきたい。	今後検討	在宅勤務がメンタルヘルスに及ぼす影響を含め、テレワークにおいてメンタルヘルス対策を実施する際の課題については、現在、調査等事業を進めているところであり、当該調査結果等を踏まえ、今後検討していく。
20	石田委員	Ⅲ-2-1	測定指標3	<p>【測定指標3：メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>測定指標3として、メンタルヘルス対策に取り組む事業所の割合が設定されているが、企業規模別にみた測定指標が必要ではないか(中小等細企業に比べて対策が進んでいる大企業に数値が引っ張られるのではないかと、との問題意識)。</li> </ul>	今後検討	ストレスチェック制度は平成27年12月から開始されたものであり、常時使用する労働者が50人未満の事業場(小規模事業場)では努力義務ではあるが、御指摘を踏まえて検討させていただきたい。	今後検討	メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合については、労働安全衛生調査においても事業場の規模別に集計を行い、公表している。当該指標については、本調査対象の大部分を占める小規模事業場の影響を強く反映しているため、委員ご指摘のように、大企業の実施率に引っ張られて、中小等細企業の実施率が過大に見えるものとはなっていないところ。その上で、当該測定指標に掲げるメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合については、第13次労働災害防止計画に定める目標と合わせており、同指標により同計画に基づく対策の評価を行っている。そのため、当該指標を規模別の測定指標とすることについては、次期労働災害防止計画の検討と合わせて検討していく。
21	石田委員	Ⅲ-2-1	達成手段3	達成手段が列挙されているが、各達成目標と直接の関係性が見えにくいものもあるため、少し整理をして、中心的なものを達成手段として記載する方が分かりやすいのではないかと。	今後検討	達成手段について分かりにくいというところは、工夫していきたい。	対応	ご指摘を受けて、メンタルヘルス対策の目標を達成するための事業について、関連する事業全てではなく、中心的な事業のみを記載する。
22	石田委員	Ⅲ-2-1	測定指標5	<p>【測定指標5：危険性又は有害性を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示と安全データシート(SDS)の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ラベル表示やSDS交付の有用性を見るためにも、ラベル表示やSDS交付義務対象物質を原因とする労災の発生件数や割合を参考指標に加えてはどうか。</li> </ul>	今後検討	ラベル、SDSについて、交付しないと始まらないという問題があるが、御指摘も踏まえて検討していきたい。	今後検討	労働安全衛生法に基づき労働災害が発生した際労働者死傷病報告が提出されるが、これらの資料から、化学物質での事故等であることは特定できるものの、当該化学物質がラベル表示やSDS交付義務対象物質であるかどうかを労働者死傷病報告からは特定出来ない場合がある。このため、現時点では、ラベル表示やSDS交付義務対象物質を原因とする労災の発生件数や割合を定量的に把握することが出来ず、参考指標として記載することは難しいが、今後化学物質の規制のあり方の見直しに伴い、ご指摘の指標が把握できないか引き続き検討することとする。

23	石田委員	Ⅲ-2-1	測定指標6	【測定指標6:外国人労働者向けの安全衛生教材の作成件数】 ・ 測定指標6の外国人労働者向けの安全衛生教材の作成件数というのは、当初計画どおり発注すれば目標達成となる。 ・ 教材を作成したことによるメリットや効果を測定する指標の方がよいのではないかと。	今後検討	外国人労働者向けの安全衛生教材を段階的に作成してきたところであり、測定指標6は、整備途上段階にある中の目標であった。 ある程度そろってきた段階でどうあるべきかは、御指摘を受け止めたい。	今後検討	現時点では、外国人労働者向けの安全衛生教材の作成が不十分であるところ、来年度以降、御指摘の対応を検討することとしたい。
24	石田委員	Ⅲ-4-1	測定指標1	【測定指標1:労使関係が「安定的に維持されている」及び「概ね安定的に維持されている」と認識している労使当事者の割合】 本指標は5年に一度使用者側に聴取し、残りの4年を労働者側に聴取するというサイクルだが、年度ごとにどちらか一方ではなく、労使双方均等に聴取する方が、実績値がより明確になるのではないかと。	今後検討	・ 労働組合実態調査では毎年テーマを変え、アンケートを受ける側の負担配慮のため、労働組合側に聞く年と、使用者側に聞く年を設定している。 ・ 労働組合側、使用者側の意向をどのように把握するかについては、御意見を踏まえて検討したい。	対応	指標の設定を中長期的なスパンとすることについては、急激な景気変動等によって短期的に数値に変動が生じる可能性もあることから、引き続き、年度ごとに測定指標を設定することとしたい。 年度ごとの測定指標の内容については、現状において根拠としている「労使関係総合調査」の他には集团的労使関係が安定的に推移しているかどうかを毎年直接的に確認するものがなく、また、継続的に実施している統計調査項目を変更し、毎年双方に聴取することは困難であるため、引き続き、現状の測定指標を用いることとしたい。
25	池田委員代理新田様	Ⅲ-4-1	測定指標1	【測定指標1:労使関係が「安定的に維持されている」及び「概ね安定的に維持されている」と認識している労使当事者の割合】 ・ 記入者の負担軽減という観点も重要だが、同時期に労働者側と事業主側の認識を知ることも重要であると考える。数値に差があることが想定され、その差の原因分析を行うことも含めて、同時期に調査する意義はあるのではないかと。 ・ また、労使関係についての数値は毎年度大きく変動することは想定し難いため、目標の立て方も年度ではなく、中期的なスパンでの設定もあるのではないかと。	今後検討	・ 限られた予算、資源の中で調査を行うため、御指摘はごもっともだが、どのようなやり方が可能なか検討したい。 ・ また、数値の急激な変動は通常想定されないが、急激な景気変動や労使の間に特殊な事情が生じた場合には、調査に影響が出ることから、毎年調査を実施しているが、目標の設定の仕方は、いただいた御意見も踏まえ検討したい。	対応	一方、委員のご指摘も踏まえて、中期的な労使関係の状況として、労使関係総合調査のうち、労使コミュニケーション調査(5年に1度実施)における調査項目中の「労働者調査」「労使コミュニケーションの良好度」(労働者は事業所調査を実施した事業所において雇用される者。同じ調査において、使用者には「労使関係の認識」について聴取している)を参考指標として設定し、事前分析表中において、同じ調査・同じ時点における労使双方の認識を掲載することとしたい。
26	石田委員	Ⅲ-4-1	測定指標2	【測定指標2:新規申立事件の終結までの平均処理日数】 平均処理日数の実績値が高止まりになっているが、紛争の原因として日数を要するものを分析した上で、全ての紛争をまとめて1つの「平均処理日数」という指標にせず、日数の長期化につながっている紛争に対してより効果的な対策を講じてはどうか。	対応	・ 不当労働行為事件の審査は、ある意味定型化された手順があるため、短縮はなかなか難しいが、今の仕組みの中でできることとしては、ウェブ会議の活用があり、試行を開始している。 ・ 紛争の原因に関しては、合同労組に加入した労働者が解雇等の個別紛争を団体交渉によって解決しようという事件が相当数を占めるようになっており、こういった事件は団体交渉ではなく、個別労働関係紛争で行われるような金銭による和解による解決がなじむものがあるので、原因に応じた解決方法を講じていく。		
27	渥美委員	V-3-1	達成目標2	【達成目標2:障害者の雇用の促進その他の職業生活における自立の促進を図ること】 ・ 障害者に関して、ダイバーシティのテーマに位置づけるのであれば、女性活躍と同様に、社会全体での割合だけでなく、職場における割合、管理職割合などのデータ把握が必要。 ・ 特に発達障害者とかの就労に関して、発達障害者ならではの個性で活躍している事例や、難病を抱えながらも活躍している事例を周知するという、女性活躍で成功しているポジティブアプローチを、今後障害者支援でも検討いただきたい。	対応	・ 合理的配慮などしっかりと対応した上で、障害者が能力を発揮できる環境整備と、障害者が経営に寄与するような人材になっていくことを応援するスタンスを強調してやっていきたいと考えている。 ・ 今後、新たにそうした戦略化を図った障害者雇用のリーフレット等を作りたいと考えているところ。御指摘も踏まえて、活躍事例を積極的に展開してまいりたい。		
28	玄田委員 石田委員	V-3-1	達成目標3	【達成目標3:若年者の雇用の安定・促進を図ること】 ・ 厚労省として、第二の水河期世代を生み出さないというメッセージを出しているにもかかわらず、それが施策目標の若年者雇用に関する記載の部分に反映されていないように見えるこの点をしっかりと前面に出す方がよい。 ・ 新型コロナウイルス感染症による影響は、若年者に深刻な影響を及ぼす可能性があることから、目標の設定の仕方を精査してはどうか。	今後検討	第二の水河期世代を生み出さないという部分は、若年者雇用研究会でも発信しており、特に、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた目標設定は非常に重要であると考えているため、検討させていただきたい。	今後検討	ご指摘を踏まえ、令和3年度目標値の設定に当たり、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮することとして、引き続き検討しているところ。
29	石田委員	V-3-1	背景・課題2	・ 「障害者雇用と福祉施策の連携強化に関する検討会」が開催されており、その中間取りまとめ(令和2年9月)で示された課題等に関する記載がない。 ・ 上記の中間取りまとめで示された課題等について、今後、雇用側で整理をしていくのか、福祉側で整理をしていくのか。どちらの政策評価のどちらのWGで検討するのか。	今後検討	今回の記載は令和2年度、令和3年度それぞれに関して、特に令和2年度予算事業として措置している施策についての背景・課題ということで整理している。福祉との連携につきましては、まさに今、動いている話であり、今後、当然記載することになると思っている。	対応	ご指摘の中間取りまとめで示された課題等については、事前分析表の該当箇所(施策実現のための背景・課題欄)に記載することとした。 また、上記の課題等については、一義的には、障害者雇用と福祉施策の連携強化に関する検討会において検討されるものであるが、今後取りまとめ、結果として施策に反映された際には、雇用施策に関する部分については、施策目標V-3-1で、福祉施策に関する部分については、施策目標IX-1-1に反映させていくこととなる。
30	石田委員	V-3-1	測定指標3	【測定指標3:65歳～69歳の就業率】 ・ 65歳から69歳の就業率について、実績値の推移を見ると、令和2年度には49.6%となっている中で、目標値として令和7年度に51.6%と設定されている。 ・ 本年4月から改正高年齢法が施行され、70歳以降の高齢者の就業機会の確保について努力義務となる背景もあることを踏まえると、設定されている目標値が低いと考える。	対応	・ 令和元年に成長戦略フォローアップで閣議決定された目標値の達成に向けて、それに基づいた当面の目標を設定していくことが重要であると考えている。 ・ 一方、改正高年齢者雇用安定法によって70歳まで就業機会の確保を努力義務となることで、想定より早い段階で当該目標を達成することも見込まれているため、早期に目標を達成した場合は、さらに目標の見直し等に努めて、着実に政策を実施してまいりたい。		
31	石田委員	V-3-1	測定指標4	【測定指標4:高齢労働者処遇改善促進助成金を活用し、賃金規定等改定計画に基づき処遇改善された事業所に雇用される60歳から64歳までの高齢労働者数】 ・ 高齢労働者継続給付金の減額は令和7年度以降であるが、減額が始まる前のタイミングで、新たな助成金のアウトプットを目標とするのは、時期としてややずれているのではないかと。	対応	・ 令和7年度から高齢労働者継続給付の給付率が低下することを踏まえ、その低下を見据えて処遇改善を行った事業所に対して助成をすることを目的としている。 ・ 現在、年間で高齢労働者継続給付の受給者自体が約57万9,000人おり、そのうち3分の1程度、19万人ぐらいの方が最終的に令和3年度から令和6年度までの間に処遇改善されればよいということから、目標設定の数値を設定している。 ・ 初年度は、その数字を平年度化するというわけではなく、準備も踏まえた形で設定している。		
32	石田委員	V-3-1	測定指標5、6、7、8	・ 測定目標として設定されている基準値に対して目標値や実績値がここ数年同じような数字になっており、指標になり得ていないのではないかと。 ・ (目標値を実績値が上回る状況が続いているので、目標値を引き上げるべきではないかと。	今後検討	就職件数については、基本的に前年度以上を確保し、毎年毎年上げていこうということを設定の考え方にしている。また、雇用率についても、平均値をとった上で、それ以上に伸ばしていこうということ、基本的には今の障害者雇用の状況である右肩上がりの状況をまず維持するということを前提に置いている。御指摘を踏まえて、何かさらに具体的に考え方が取れるかどうかということについては検討したい。	今後検討	ご指摘の目標値については、前年度以上の実績を上げていくこととの考え方で労働政策審議会障害者雇用分科会でご了承を得ており、そのうえで今後の目標の設定の在り方についても労働政策審議会障害者雇用分科会の議論を踏まえて検討していくこととしている。
33	藤森委員	VIII-2-1	測定指標1	【測定指標1:介護職員数】 ・ 令和2年度の介護職員数の目標値は216万人であり、これを達成するためには、従前は毎年3万人程度の増加に止まっているものを、単年度で15万人増加させる必要があるが、実現可能性についての見解を聞きたい。		年間6万人ずつ増加させる必要があるところ、1年で15万人増やすのは厳しいが、令和2年度は処遇改善結果が出てくるのが予想されるので、処遇改善の結果によりどの程度、介護職員数が増加するか注視したい。		

34	岩崎委員	VIII-2-1	測定指標9	【測定指標9:福祉・介護職員処遇改善加算取得率】 ・ 処遇改善加算取得率について、令和2年度実績が83%であるところ、令和3年度の目標値が85%というのは、目標水準が低いので、目標水準を見直す必要があるのではないか。	今後検討	処遇改善加算の令和3年度目標値が85%で適切かという御意見については、類似制度である介護保険における処遇改善加算の数字等を見ながら、引き取って検討させていただきたい。	対応困難	令和3年度目標値については、過去3年の増加率の実績(各年+2ポイント)を踏まえて設定したものであり、適切な目標設定であると考えているため、目標値を見直すことは考えていないが、ご指摘を踏まえ、より高い増加率となるよう努めてまいりたい。
35	岩崎委員	VIII-2-1	達成目標3に係る指標の追加	・ 障害福祉領域のサービス全てが処遇改善加算の対象となっているわけでないため、障害福祉人材の実態把握に関しては、領域全体の従事者数、勤続年数、定着率等について、具体的な数字を目標値として測定設定していただきたい。	今後検討	処遇改善加算の対象につきましては、制度論の話になるため、引き続きの検討課題であると思っている。相談支援事業所をどうするかという点については、引き続きの課題と捉えさせていただきます。	対応	ご指摘を踏まえ、従事者数について、参考指標(※)として記載する。 なお、処遇改善加算の対象者については、報酬改定の効果や影響、ニーズや事業者の実態などを踏まえ、検討していく。 ※当該割合のみをもって、障害福祉人材の処遇改善を評価することは困難であるが、処遇改善加算取得率の推移と全ての障害福祉サービスの従事者数の推移との関連性も考えられることから、参考指標として設定。
36	岩崎委員	VIII-2-1	達成目標3に係る指標の追加	・ 障害福祉サービスの質の評価に関して、高齢者領域では第三者評価が非常に高い割合で実施されているものの、障害福祉領域では補助金が出ている東京都以外は低調な現状にある。サービスの質の担保は、虐待の問題とも関係があり非常に重要であり、ぜひ検討してほしい。	今後検討	サービスの質の向上については、各サービスでガイドライン等も出しているが、それをどう評価するかについては、障害サービス領域ではまだ弱いところがある。どういった対応が可能かを検討させていただきたい。	今後検討	障害福祉サービスの質の向上・確保に係る方策を含め、障害者総合支援法の施行後3年を目途とした見直しについて、社会保障審議会障害者部会において御議論いただく予定であり、こうした議論や介護保険分野における取組も踏まえ、令和3年度中を目途に検討していく。
37	山田委員	VIII-2-1	測定指標8(達成目標1と達成目標3との平均の観点)	・ 達成目標3(福祉人材の確保・定着)の指標として、「指標8:福祉・介護職員処遇改善加算取得率」が設定されているが、達成目標3は「障害福祉人材の確保・定着」である。 ・ 福祉職員と介護職員を分けた上で、処遇改善加算取得率の推移を把握することはできないのか。 ・ 福祉人材の確保・定着には、処遇改善加算取得率が指標となっている一方で、介護人材の確保・定着については、同加算取得率が指標として記載されていないことは整合的なのか。	今後検討	確かに最近処遇改善を図っているところで、どの程度捉えているのかというところを取っていくというのは重要だと思いますので、引き取らせていただいて検討したい。	対応	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)取得率と介護職員等特定処遇改善加算取得率を新たに測定指標に設定する。前者は、令和2年度現在80%であり令和5年度末に85%の達成を目標とし、後者は、令和2年度現在60%であり、令和3年度は前年度以上を達成目標とする。
38	山田委員	VIII-2-1	達成目標1及び3の指標の追加	・ 介護給付費分科会では勤続年数や平均賃金等も重要な指標として議論されているので、これらに関しても、類似の指標を参考指標として設定できないか。	今後検討	御指摘いただいたものも引き取らせていただいて、どういったことが立てられるか、参考指標としてできるかということについて検討させていただきたい。	対応	勤続年数や平均賃金といった指標は、人材の確保や定着等の状況を把握する上で参考指標になり得ることから、勤続年数や平均賃金を参考指標として設定する。
39	山田委員	VIII-2-1	達成目標2の指標の追加	【達成目標2:外国人介護人材の活用】 ・ 特定技能等で外国人材の受入れを今後大幅に進めるなかで、日本人介護職員の処遇にも影響するとともに、受入環境整備とも関わるため、外国人材の処遇についてモニターすべき。	今後検討	御指摘いただいたものも引き取らせていただいて、どういったことが立てられるか、参考指標としてできるかということについて検討させていただきたい	今後検討	介護職員の処遇については、介護サービス事業所で働く介護職員の賃金が、他職種に比べて低い等の状況にあることを踏まえ、処遇改善を図るために設けられているものであることから、介護職員の中で更に区分して外国人材の状況を把握することは、調査の目的等を踏まえると、困難である。しかし、別途、外国人介護職員の就業環境の実態把握など、どのような対応が可能か検討していきたい。
40	山田委員	VIII-2-1	達成目標1及び3の指標の追加	・ 虐待等の発生事案は、(非常に悪い意味での)質を端的に表す指標の一種かと思うので、参考指標等として入れることについて御検討いただきたい。	今後検討	御指摘いただいたものも引き取らせていただいて、どういったことが立てられるか、参考指標としてできるかということについて検討させていただきたい	対応困難	虐待の発生については、各自治体の虐待防止の体制整備が進み、虐待事案の早期発見・早期対応の意識が職員に浸透している結果として虐待の相談・通報件数や虐待と判断された件数が増えることも考えられ、介護人材の確保や処遇改善と関連性が低いため測定指標として新たに追加することは困難である。
41	河北委員	VIII-2-1	達成目標1及び2	・ 介護福祉士だけでなく、無資格の介護職員は非常に不足していることから、外国人材の活用を進めていると思うが、日本はヨーロッパ等に比べると遅れていると感じる。 ・ 外国人材の受入体制をきちんと整備すべき。	対応	外国人材の受入体制をしっかりと整備していくことは重要であり、マッチングや魅力発信、定着促進を進めていきたい。		
42	石田委員	VIII-2-1	測定指標1	【測定指標1:介護職員数】 ・ 現在、第8期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について、都道府県において推計中とのことだが、確実な人材確保のためには、年度ごとの具体的な目標値を設定すべき。		会議後に書面にて提出された意見のため、当日発言はなし。	対応困難	介護職員の必要数については、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な方針(厚生労働省告示第29号)において、2025年度、2040年度の推計を行うことが重要であると示し、これに基づき、当該年度につき都道府県が推計しているところである。また、社会・経済情勢等により一定の変動があり得るため、各年度における目標を設定するのではなく、設定した2025年度、2040年度において必要な介護職員を確保できたかどうか、評価していきたい。
43	石田委員	VIII-2-1	達成目標1の指標の追加	【達成目標1:総合的な介護人材の確保対策】 ・ 政策評価においても、例えば、他産業の同条件の労働者の給与額との比較や廃止される介護職員処遇改善加算(Ⅳ)(Ⅴ)の算定事業所のより上位区分の加算への移行率を指標として設定し、着実に介護職員の処遇改善が進んでいるのかを把握すべき。		会議後に書面にて提出された意見のため、当日発言はなし。	対応困難	提案いただいたデータについては把握していないため、指標として設定することは困難である。なお、介護職員処遇改善加算取得率を指標として設定することにより、着実に処遇改善が進んでいることを把握していく。
44	山田委員	X-1-1	測定指標1	【測定指標1:平成28年年金改革法・受給資格期間短縮法・年金生活者支援給付金の支給に関する法律の円滑な施行】 ・ 測定目標1として「必要な法令整備」が毎年度の目標値と掲げられているが、何らかの定量的な指標が考えられないのか。	今後検討	御指摘については検討させていただきたい。	対応困難	達成目標1は、公的年金制度の持続可能性の検証、および公的年金制度の改善について定めているものであり、定量的な指標を設定することは困難であると考えている。また、公的年金制度の事業運営については、達成目標2において定めているところであり、現時点で7つの測定指標を設定している。
45	石田委員	X-1-1	達成目標1の測定指標	測定指標の定量化の可能性を含め、再検討すべき。		会議後に書面にて提出された意見のため、当日発言はなし。		
46	山田委員	X-1-1	測定指標1	目標値として毎年度記載されている「必要な法律整備」とは、具体的に何を指しているのか。		平成28年法の改正に伴って段階的に施行させていっているところ、基本的にその都度その都度、法律ではなくて政令、省令、告示等々という下位法令を準備して公布するという手続を進めており、それを確実にやるということを目標として記載している。		

47	藤森委員	X-1-1	測定指標2	<p>【測定指標2: 令和元年財政検証の実施、および検証結果等を踏まえた制度改正の実施、令和2年年金改正法の円滑な施行】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本施策の大目標が「国民に信頼される持続可能な公的年金制度等を構築」であるため、財政検証を実施した後に、どれだけ分かりやすく国民に伝えていくのかという目標があってもよいのではないか。それが定量的なものになり得るのであるならば検討してもよいのではないか。</li> </ul>	今後検討	財政検証に関して定性的指標は設定できるが、定量的指標を設定できるかについては、検討させていただきたい。	対応困難	財政検証実施後、どれだけ分かりやすく国民に伝えていくのかについて、定性的な指標は設定し得ると考えられるが、個々の認識による「分かりやすさ」を定量的な指標とすることは困難であると考えている。
48	石田委員	X-1-1	測定指標7	<p>【測定指標7: 「ねんきんネット」のID取得件数】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ねんきんネットの利用促進は重要だが、ID取得件数だけでは不十分ではないか。</li> <li>例えば、ページの活用状況を把握するための平均滞在時間等による検証、ページのユーザビリティを評価するためのアンケート調査を行うなど、ユーザーである国民目線の新たな指標を検討すべき。</li> </ul>		会議後に書面に提出された意見のため、当日発言はなし。	今後検討	令和2年1月に「ねんきんネット」のページ、配色、アイコンの見直しなどにより画面デザインをより見やすくするなど「ねんきんネット」の改善を図ったところであるが、その後もお客様から寄せられるご意見・ご要望を踏まえ、さらなる改善について検討しているところである。ユーザーである国民目線の新たな指標については、ページの活用状況等を把握するための平均滞在時間等を含め、どのような指標を設定することが適切かについて検討する必要があり、即時に対応することは困難な状況である。ご指摘を踏まえて、日本年金機構とも連携しながら今後検討していきたいと考えている。
49	山田委員	X-1-2	全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来どの程度の公的年金給付水準の人がどの程度の私的年金を受給できる見通しであるか(加入しているのか)というデータが、本施策の大目標である「老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること」の進捗状況を把握するために必要である。</li> <li>私的年金の充実を進めるのであれば、公的年金の給付水準ごとに私的年金の加入状況がどのようになっているのか。また、そもそも、将来的な見通しとして、公的年金と私的年金がどのような給付水準の組合せになるのかに関するデータを入れるよう検討いただきたい。</li> </ul>	今後検討	私的年金単体で見るとはならず、公的年金の給付水準も併せて把握し、それについて検討する必要があるのではないかという点につきましては、御指摘を踏まえて、今後どういった対応が可能なのか検討させていただきたい。	今後検討	現行の統計調査で公的年金の給付水準も併せた私的年金の加入状況や、公的年金と私的年金の給付水準の組合せに関するデータを把握することは困難であるが、適切な指標の検討を含め、今後の対応については検討中である。
50	石田委員	X-1-2	測定指標1	<p>【測定指標1: 確定拠出年金、確定給付企業年金及び国民年金基金の加入者数(延べ人数)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業年金・個人年金制度は年金格差を拡大させており、重複を控除した加入者数が国民年金被保険者総数に占める割合を測定指標にするといった方法を検討し、全体の普及率を把握すべき。</li> </ul>		会議後に書面に提出された意見のため、当日発言はなし。	今後検討	現行の統計調査で重複を控除した企業年金・個人年金制度加入者数を精緻に把握することは困難であるが、適切な指標の検討を含め、今後の対応については検討中である。
51	石田委員	X-1-2	達成目標1	<p>【達成目標1: 企業年金制度やiDeCo等の周知・広報に取り組みとともに、制度改善についても検討を行い、私的年金の普及・拡大を図る】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本分析表では、企業年金と個人年金を併せて「私的年金」と一括りにされているが、自助努力である個人年金とは区別して、企業年金を実施する企業の割合を指標として設定し、測定すべき</li> </ul>		会議後に書面に提出された意見のため、当日発言はなし。	今後検討	現行の統計調査で毎年度の企業年金を実施する企業の割合を把握することは困難であるが、適切な指標の検討を含め、今後の対応については検討中である。
52	平野委員	X I-1-4	測定指標1	<p>【測定指標1: 認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績を定期的にモニタリング(点検)するとともに、地域差を分析し、介護給付費の適正化の方策を策定した上で、介護給付費適正化の取組を実施した保険者の割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>測定指標1について、細分化する余地があるのではないか。特に、第8期介護保険事業計画において、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅に関する事項を盛り込んでいるので、これらに関する指標の追加を検討してほしい。</li> </ul>	今後検討	御指摘を受け止めさせていただいて、もう少し測定指標を充実をさせていただきたい。	今後検討	第8期介護保険事業計画において任意記載事項として新しく追加した有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数については、あくまで介護サービスの整備量を見込む上で、介護サービスに当てはまらない既存の高齢者向け住まいの設置状況を把握するための事項であるため、これらの指標を追加することは困難と考えるが、御指摘の測定指標1の細分化について、現在、保険者の取組の達成状況に応じた評価が可能となるように、指標を階層化することを検討中。
53	平野委員	X I-1-4	測定指標4	<p>【測定指標4: 地域密着型サービス事業所数】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域密着型サービス事業所数の実績値の表記方法として、小規模多機能型と定期巡回は分けて記載すべき。</li> <li>※ 拠点型とデリバリー型の区別があるので、分けて把握すべきという趣旨</li> </ul>	今後検討	個別のサービスごとの目標を書き込むことが全体のバランスの中でどうなのかは検討する必要があると考えるが、御指摘を踏まえ、どのようなものが可能か考えていきたい。	対応	24時間365日の在宅要介護者の生活を支援するためには、「通い・訪問・泊まり」サービスを組み合わせ一体的に提供することが可能な小規模多機能型居宅介護を始めとして、「短時間・一日複数回数訪問」することが可能な定期巡回・随時対応型訪問介護看護の拡充が必要であることから、地域密着型サービス事業所数について、小規模多機能型居宅介護と定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所数を分けて記載する修正を行うこととした。
54	平野委員	X I-1-4	測定指標4	<p>【測定指標4: 地域密着型サービス事業所数】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(単に事業所数を記載するだけでなく)小規模看護も含め、日常生活圏域の分母を取るなどにより、どの程度、地域に密着して整備されているかを把握できる指標を設定する必要がある。</li> <li>※ 圏域ごとに密着型はどの程度普及しているかを把握すべきという趣旨</li> </ul>	今後検討	個別のサービスごとの目標を書き込むことが全体のバランスの中でどうなのかは検討する必要があると考えるが、御指摘を踏まえ、今後の対応させていただきたい。	今後検討	各保険者において個別の状況があることを踏まえると、当該状況を評価する統一的なKPIを国で設定するのはふさわしくないと考えるが、 ・インセンティブ交付金(市町村分)において、地域に必要なサービスが確保されるための取組を行っているかどうかを評価する指標を設けていること ・令和2年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議(書面開催)の資料において、第8期介護保険事業計画の達成状況の点検にあたって、地域密着型サービスを含む介護給付等対象サービスの種類ごとの実績値が計画値を下回っている場合には、単に公募して参入事業者を待つだけでなく、その要因を分析して新たな取組を開始するなどにより、住民に必要なサービス基盤体制が構築できるよう、都道府県と市町村とが一丸となった対応を依頼していること等を踏まえ、各保険者が地域密着型サービスの整備状況を把握できるような仕組みについて、引き続き検討してまいりたい。
55	山田委員	X I-1-4	測定指標4	<p>【測定指標4: 地域密着型サービス事業所数】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域密着型サービス等は市町村間のばらつきが非常に大きいので、散らばり具合を把握するため、例えば、各自治体における整備計画の進捗度合いのモニターや、進捗度合いのばらつきを把握していただきたい。</li> </ul>	今後検討	御指摘を踏まえて、今後検討させていただきたい。	今後検討	各保険者において個別の状況があることを踏まえると、当該状況を評価する統一的なKPIを国で設定するのはふさわしくないと考えるが、 ・インセンティブ交付金(市町村分)において、地域に必要なサービスが確保されるための取組を行っているかどうかを評価する指標を設けていること ・令和2年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議(書面開催)の資料において、第8期介護保険事業計画の達成状況の点検にあたって、地域密着型サービスを含む介護給付等対象サービスの種類ごとの実績値が計画値を下回っている場合には、単に公募して参入事業者を待つだけでなく、その要因を分析して新たな取組を開始するなどにより、住民に必要なサービス基盤体制が構築できるよう、都道府県と市町村とが一丸となった対応を依頼していること等を踏まえ、各保険者が地域密着型サービスの整備状況を把握できるような仕組みについて、引き続き検討してまいりたい。
56	石田委員	X I-1-4	測定指標4	<p>【測定指標4: 地域密着型サービス事業所数】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村介護保険事業計画で定めている整備目標数が目標を下回っている市町村割合を測定すべき。</li> </ul>		会議後に書面に提出された意見のため、当日発言はなし。	今後検討	

57	山田委員	X I - 1 - 4	達成目標2の指標の追加	<p>【達成目標2: 必要な介護サービスの質・量の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>質の評価に関し、第三者評価を受けている施設の割合も一つ指標として考えられるのではないか。</li> <li>上記に加え、(Ⅷ-2-1に記載すべき事項かもしれない)虐待件数の発生率は、悪い意味での質を測る指標として用いることができるのではないか。</li> </ul>	今後検討	<p>質の評価は、性格上、定量的にどうやって把握し、データ化し、進捗を管理していく必要があるため、こういった指標を設定すれば、それが定量的に評価できるのかというのは、なかなか答えが出ないが、引き続き何か適切な指標が採用できないか考えてみたい。</p>	対応困難	<ul style="list-style-type: none"> <li>第三者評価について、社会的養護関係施設(児童擁護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設)については、結果の公表が義務付けられているものであるが、介護サービス事業所においては受審は任意であるところ、第三者評価を受けている施設の割合が高いことをもって質が向上していると考えられるものではなく、任意である第三者評価の受審数を指標として設定するのは困難と考える。</li> <li>虐待の発生については、各自治体の虐待防止の体制整備が進み、虐待事案の早期発見・早期対応の意識が職員に浸透している結果として虐待の相談・通報件数や虐待と判断された件数が増えることも考えられ、一概にサービスの質の悪化を評価する指標とは言えないことから、測定指標として新たに追加することは困難と考える。</li> </ul>
58	山田委員	X I - 1 - 4	達成目標2の指標の追加	<p>【達成目標2: 必要な介護サービスの質・量の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務支援ソフト、例えば欠勤が生じたときにシフトを組み替えてくれるようなものについて、各事業所での普及率等について、指標を追加できないか。</li> </ul> <p>※ 全事業所を対象とした調査が難しいと思うので、サンプル調査、標本調査等の形で実現可能性を検討いただきたい。</p>	今後検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務支援ソフトみたいなものについても対象とすべきだという趣旨はよく理解した。</li> <li>ただ、ロボットセンサーのほうは補助を出すという形で件数が把握できるが、業務支援ソフトの類いは各事業者が自主的に入れているために、それを網羅的に把握する仕組みがないため、こういった制約が突破できるかどうか、検討したい。</li> </ul>	対応困難	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務支援ソフトについては、昨年度、勤務管理システム等の統合化・標準化に係る調査研究を実施した際に、現状では自動生成されるシフト表の完成度が必ずしも高くはなく、単にソフトを導入するだけで業務効率化につながるとは限らないという課題が浮き彫りになった。また、コスト面やICT人材の不足など、様々な課題があり、今後、課題が解決していけば検討する余地はあるものの、現状では質の評価指標としての追加は困難と考える。</li> </ul>

第9回政策評価に関する有識者会議WG(令和2年9月開催)におけるご意見への対応状況								
59	石田委員	整理番号 44	施策目標Ⅶ-1-2の測定指標2	<p>【測定指標2: 養育支援訪問事業の実施市町村割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年9月WG時に、単にサービスを実施している市町村割合だけでなく、ニーズの充足状況を示す指標を設定すべきと意見したところ。</li> <li>これに対する回答として、引き続き検討ということになっているが、ぜひ支援を必要とする人に適切な支援が行き届くよう検討がされるように、お願いしたい。</li> </ul>			今後検討	<p>本事業においては、「少子化社会対策大綱」(令和2年5月29日閣議決定)において、設定した目標となっているため、本政策評価における測定指標としては、この数値を用いることとしたい。</p> <p>他方で、養育支援訪問事業の量が十分でないことについては、第27回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会でも議論がなされており、同委員会での議論も踏まえて、支援を必要とする家庭に対する支援の充実策等について検討していきたい。</p>
60	石田委員	整理番号 50	施策目標Ⅶ-4-1の測定指標1	<p>【測定指標1: 母子・父子自立相談支援員の相談件数】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年9月WG時に、測定指標1の目標値と実績値に大きな乖離がある点を指摘したところ。</li> <li>これに対する回答として、「子供の貧困対策に関する大綱」の内容を踏まえ、測定指標の見直しを引き続き検討するとなっているが、行政以外が主体となって実施する相談支援の件数や事例についても指標に含めていただき、併せて把握できるように御検討いただきたい。</li> </ul>			対応困難	<p>個々のひとり親が抱える課題や事情が様々である中で、好事例がどのような形で展開され、どのような相談体制のもと、それぞれの家庭がどのような支援に結びついたかを数値化し評価することは困難であるため、定量的に把握できる指標として、引き続き、相談件数を指標とすることが適切であると考えます。</p>
61	石田委員	整理番号 51	施策目標Ⅶ-4-1の測定指標2及び3	<p>【測定指標2: ひとり親家庭等日常生活支援事業の年間利用者数】 【測定指標3: ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援事業の年間延べ提供数】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年9月WG時に、測定指標2及び測定指標3の利用実績が低調ではあるが、日常生活支援や生活・学習支援への潜在的なニーズは高いと思われる点を指摘し、潜在的なニーズの充足を把握できる指標の設定を指摘したところ。</li> <li>これに対する回答として、「子供の貧困対策に関する大綱」の内容を踏まえ、測定指標の見直しを引き続き検討するとなっているが、子どもの最善の利益を考えた生活・学習支援、保護者に必要な支援の提供状況を測るための指標をぜひ御検討いただきたい。</li> </ul>			対応困難	<p>測定指標2及び3に掲げる事業は、まさに生活面や経済面で様々な困難を抱えているひとり親家庭に対する生活支援の推進を図るために実施していることから、「子どもの最善の利益を考えた生活・学習支援、保護者に必要な支援の提供状況を測るための指標」としては、引き続き、各事業の実施状況(利用者数や提供数)を指標とすることが適切であると考えます。</p>